

行政報告

低気圧による被害

10月6日から9日にかけて、急速に発達した低気圧の影響により大荒れの天気となり、道東地方を中心に大きな被害をもたらしました。特に、今回の低気圧は、海上をゆっくりとした速度で北上したため、暴風・波浪による被害が大きかったところです。

本町におきましては、総雨量103mm、時間最大雨量12mmでありましたが、農業・林業・商工業等においては、大



暴風波浪により厚内港に打ち上げられた大量の流木

雨・暴風による大きな被害は確認されておりませんが、暴風・波浪により海上が大時化おどろけとなったことから、最盛期を迎えている「秋さけ定置網漁業」については、漁具の流失や大破など壊滅的な被害を受けております。その被害額は、5力統でおおよそ2億6千6百万円と甚大な額となる見込みであります。この対策については、今後、関係機関との協議の結果を踏まえ対応して参りたいと考えています。

また、10月8日未明には、高波が厚内漁港東防波堤を乗り越え、漁港内の

栽培漁業飼育施設の整備

物揚場や道路一面に流木等が堆積し、漁港が使用不能な状態となり、町・漁組・漁業者等により一時集積作業を行い、使用可能な状態に復旧をしたところですが、あくまで一時的な集積であり、撤去には至っておりません。そのため早急に一時集積した流木等を処理しなければならぬことから、その処理経費について、今臨時会に補正予算を提案しておりますので、よろしく願います。

十勝管内の漁業経営は、ご承知のとおり「秋さけ漁」に依存する割合が非常に高く、前浜資源の減少とともに「秋さけ」のみに頼らない複数資源の造成が叫ばれて参りました。

また、「秋さけ漁」につきましても、輸入等の影響から価格の低迷が続くなど非常に厳しい漁業経営を余儀なくされ、栽培漁業のより一層の実行と定着が必要となってきたところです。このような状況を背景に、管内沿岸4町3漁協で構成する十勝管内栽培漁業推進協議会では、前浜資源の確保のため鋭意努力を続けており、栽培魚種として昔から管内沿岸に多く生息していたマツカワの資源減少を受け、資源回復に期するため平成4年度より

り広尾・音調津・大津の各施設で合計1万尾の中間育成と標識放流を実施して参りました。

また、第5次北海道栽培漁業推進計画では、マツカワが栽培魚種として位置付けられ、襟裳^{えりも}以東の十勝・釧路・根室の沿岸海域で合計16万尾放流の計画がされており、十勝沿岸海域では5万尾放流が必要であることから飼育施設の整備が求められていたところでありませんが、今回、広尾町が平成17年度で廃止したシーサイドパーク内ラッコ館を一部改修することにより対応が可能となりました。

これを受け、十勝管内栽培漁業推進協議会では、改修費用の一部を負担することを決定し、今般、同協議会構成員の負担割合が決定いたしましたので、本町といたしましても、同協議会の構成員として、決定した負担割合に基づき、改修費用の負担を行うものです。

なお、施設整備後の飼育体制は、今回改修するラッコ館で3万尾、広尾町の現有施設で1万尾、大津、音調津の現有施設で1万尾の合計5万尾となります。



大津漁港にてマツカワにタグをつける小学生

平成19年4月に 包括支援センター設置

平成18年4月に介護保険法が改正され、要介護状態に陥らないよう、新予防給付、地域支援事業の実施が市町村の責務とされ、また、これらの事業を中心に担う機関として「地域包括支援センター」の設置が市町村に義務付けられたところです。

介護保険法では、この「地域包括支援センター」の設置を平成18年4月を基準としておりますが、地域事情によりその設置を介護保険条例で定めるところにより2年間の猶予が認められており、本町においては、新予防給付、地域支援事業におけるサービス量の把握、人員の確保などを勘案し、平成19年4月に設置する内容で、平成18年第1回町議会定例会において介護保険条例を改正したところです。

本町では、平成18年6月に浦幌町介護保険運営協議会に浦幌町地域包括支援センター設立準備委員会を設置し、9月22日に町の基本的な姿勢について審議を頂きました。

運営形態については、本町の直営とすること、また、職員体制については、現在、高齢者担当の保健師として1名を配置し、要介護認定事務などの業務を行っておりますが、新たに専任の職

員の配置が必要となることから、新年度に保健師1名を採用する予定であること、また、相当な業務量が予想されることから、介護支援専門員あるいは事務職員を配置していく中で運営を図っていくことを審議会にお諮りし、承認を得たところです。

本来、人員配置につきましては、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の三職種が必要とされており、国から示された市町村の人員規模等を勘案した人員配置の考え方によりますと、本町においては、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の三職種の中から2名の職員の配置で、そのうち1名は専任職員による配置が必要とされています。

本町といたしましては、これらの方針に基づき、また、この「地域包括支援センター」を設置することで、現在の「在宅介護支援センター」を廃止することとなりますので、「在宅介護支援センター」で行っていた業務の引継ぎ、新予防給付対象者のケアプランの引継ぎなど、受託者であります社会福祉法人うらほろ幸寿会に引き続きご協力を仰ぎながら「地域包括支援センター」の設置について推進していきたくと考えています。

「地域包括支援センター」は、4月からの業務開始を予定しておりますが、新たな事業であり、電算機器類の選定、

導入や、職員の兼務体制を補完する事務のあり方、保健福祉課及び各課の連携体制の整備などが必要であり、開始に向けこれらの課題を解決し、スムーズな運営ができるよう取り組んで参りたいと考えています。

介護サービス施設建設に伴う町有地無償賃貸

ボランティア活動をはじめとする住民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する制度として平成10年3月25日、特定非営利活動促進法が公布され、現在、浦幌町においては、オーデイナリーサーヴァンツが認知症高齢者グループホーム、通所介護、短期入所等居宅介護サービスを公的福祉介護サービス受託事業者として、地域に根ざした介護サービスを展開しています。

オーデイナリーサーヴァンツでは、今般、「地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供施設」を建設し、介護サービスを充実させる計画がありますが、当該計画については、浦幌町老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定審議会の答申を経て策定した、平成18年度から20年度までの第3期



現在9名が入居している「五つのパンと二匹の魚」

浦幌町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に搭載している事業であり、また、平成18年4月12日開催の十勝高齢者保健福祉圏域連絡協議会の圏域調整会議において承認を得られたものです。

建設予定地につきましては、現存の事業所と隣接する土地が管理・運営には最適であると判断され、住吉町の「五つのパンと二匹の魚」南側空地の町有地の貸借が可能であれば、両施設の一体的管理のほか、職員の配置体制においても効率的な運営が可能となることから、オーデイナリーサーヴァンツから当該町有地の使用貸借の申し出と施設建設に係る計画概要及び資金計画、運営等について説明があり

ました。
当該町有地の今後における土地利用計画について、関係各課で調整を行った結果、当該町有地は普通財産であり、現段階において具体的な土地利用計画が無いことから、当該土地の使用貸借については可能と判断したところです。

また、介護サービス体制の確立を図るためにも、特定非営利活動法人の公益性に鑑み、活動の支援策として、土地の使用は無償で貸借したいと考えております。

使用貸借物件は、浦幌町字住吉町54番地の6×8の宅地で、地積は3筆合計1千065・14㎡であります。

また、施設建設に係る資金計画につきましては、当法人が自力で資金調達する内容であり、9月22日に当法人から10月中旬には金融機関との貸付融資等の調整が整い、本年11月上旬には工事着工の運びとなり、翌年2月中には完成の予定で、3月から運営できる見通しとなった旨の中間報告を頂いたところです。
今後におきましても、公的福祉介護サービス受託事業者として、地域に密着した介護サービスの提供にご尽力頂きたいと期待しているところであります。

商工事業協同組合の事業運営中止

先般、浦幌商工事業協同組合より、9月6日の臨時総会において、現在行っている事業の継続が中止かについて協議を行った結果、今年度末を以って全事業の運営を中止することとした旨、文書により報告を受けたところです。

事業運営の中止の理由として、一つは組合員の高齢化により事業運営が困難であること、二つ目として木炭釜3基の内、2基について大きな損傷が見られ、修理修復が不能であること、三つ目として木炭生産に従事の作業員より、高齢や健康上の不安から退職の申し出があること、さらに、町からの借入金4千400万円の支払が不能であることの申し出でありました。町といたしましては、貸付金の4千400万円については、返還されるべきものと判断しており、今後の対応として、正式な文書をもって返還方法等について協議を進めるべく、現在、協議中です。

厚内小学校校舎等の耐震診断中間報告

この耐震診断は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、昭和56年に施行された改正建築基準法に定められた耐震基準に対し、どの程度の耐震強度を保有しているかを診断するもので、学校の場合、2階建てで、かつ1千㎡以上の非木造建築物が対象となっております。

厚内小学校校舎は、昭和50・51年度建築の鉄筋コンクリート造り2階建て、1千626㎡、屋内体育館は、昭和52年度建築の鉄骨造り2階建て、697㎡ですが、報告された診断結果によると、校舎は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性を示す「構造耐震指標」が0・9以上必要なのに対し、1階桁行方向において0・642、屋内体育館は、必要な「構造耐震指標」0・7以上、「保有水平耐力に係る指標」1・0以上に対し、2階の桁行方向において、それぞれ0・16、0・49の数値となりました。

教育委員会といたしましては、この診断結果をもとに善後策を検討し、地元関係者等に説明したいと考えています。